

2019年度

事業計画書

社会福祉法人 亀の子

<http://www.kamenoko.jp/>

目 次

1. 法人の目的	3
2. 亀の子の理念	3
3. 法人の基本方針	3
4. 事業の概略	3
5. 各事業部門	4
(1) 本部	4
I. 総務・人事・労務・教育・財務・経営	4
II. 経理部門	4
III. 地域福祉との連携	4
IV. 福祉避難拠点	5
V. 職員（人材）の育成	5
VI. 各種規程の新規作成・改定	5
VII. 法人運営会議	5
VIII. 情報公開	5
(2) 障がい者支援部門	
I. 生活相談支援【亀の子サポートセンター】	6
II. 日常生活支援【のほほん】	7
III. 生活介護支援【ふぁみりーわーく】	8
IV. 作業訓練等支援【亀の子工房】	9
V. 福祉的就労支援【遊亀館】	11
VI. 一般就労支援【ジョブ亀の子】	13
VII. 住まいの支援【タートルホーム】	14
VIII. 行事	15
IX. 給食	15
(3) 児童支援部門	
I. 保育支援【たから保育園】	16
II. 障がい児通所支援	
【かめっ子クラブ・かめっ子クラブⅡ】	18
(4) メンバーの家族との連携	20
(5) 苦情解決	20
(6) 職員	20
I. 職員の役割	
II. 保健衛生	
III. 勤務	

(7) 非常災害対策	21
I. 予防と知識の普及	
II. 避難訓練	
III. 事故防止	

【付 録】

のほほん 行事計画	22
ふぁみりーわーく・亀の子工房 行事計画	23
たから保育園 年間行事	24
社会福祉法人亀の子 組織機構図	25
2019年度カレンダー(障がい者支援部門)	26
2019年度カレンダー(児童支援部門)	27

1. 法人の目的

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 亀の子の理念

『さわやかに 明るく さりげなく 豊かな出会いを』

- ① 一人ひとりの個性や能力に合わせて、「自分の主人公は自分である」ことに気づき、自立生活を支える場であること。
- ② 自己選択・自己決定・自己責任・自己実現を支えて、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)となるように、豊かな出会いを実現する場であること。
- ③ 「障がい者を世の光とする」メッセンジャーである。生きるメッセージを与えて行く場である。
- ④ 亀の子は、バリアフリー・ノーマライゼーションの実現そして、ユニバーサルデザインの時代への地域福祉の貢献の場であること。
- ⑤ 子どもの人権を尊重しながら、働く父母や地域の多様化する要望に応え、愛される保育園を目指す。

3. 法人の基本方針

- ① 大田圏域の障がい者児で、保健福祉の支援を必要としている人に対し、利用者児の人間美をひきだし、信頼関係を深め、一人ひとりのライフステージに添った人生の物語が実現できるように支援体制を整えます。
- ② 障がい福祉の総合的なコミュニティソーシャルワーク(CSW:地域福祉)の拠点となり、『さわやかに 明るく さりげなく 豊かな出会いの場』を目指します。
- ③ 障がい福祉、高齢者福祉そして児童福祉が一体化することにより、先進的な多機能サービス(地域共生ケア)が提供でき、豊かな地域社会が形成されるよう貢献します。

4. 事業の概略

(1)社会福祉事業 第二種

事業所名	事業名	定員	住所
亀の子サポートセンター	委託相談支援事業 特定相談支援事業 障がい児相談支援事業		大田市長久町長久口267番地6
のほほん	地域活動支援センター 高次脳機能障害者支援事業		大田市長久町長久口267番地6

事業所名	事業名	定員	住所
亀の子工房	就労継続支援 B 型	20名	大田市長久町長久口267番地6
遊亀館	就労継続支援 A 型 就労移行支援事業	14名 6名	大田市長久町長久口267番地6
ふぁみりーわーく	生活介護	20名	大田市長久町長久口335番地1
タートルホーム	介護サービス包括型共同生活援助	10名	大田市長久町長久口267番地6
		5名	大田市長久町長久イ453番地10
		4名	大田市長久町長久口268番地18
たから保育園	認可保育所	50名	大田市長久町長久口268番地2
かめっ子クラブ	放課後等デイサービス 児童発達支援	10名	大田市長久町長久口267番地6
かめっ子クラブ II	放課後等デイサービス	15名	大田市長久町長久口268番地2
ジョブ亀の子	島根県障がい者就労移行推進事業		大田市長久町長久口267番地6

(2) 公益事業

事業所名	事業名	住所
ジョブ亀の子	障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業)	大田市長久町長久口267番地6

5. 各事業部門

(1) 本部

I. 総務・人事・労務・教育・財務・経営

社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、総務・人事・労務・教育・財務・経営を一体的に進めていきます。

II. 経理部門

社会福祉法人制度改革における財務規律の強化を図ります。

- ① 法律の改正に則り、社会福祉法人としての公益性を維持し、透明性の高い正確な会計処理に努めます。
- ② 予算に基づく適切な会計処理をし、適正かつ公正な支出の管理をしていきます。
- ③ 就労支援事業は原価及び経費の見直しをし、コスト削減に努めます。
- ④ 公認会計士 桜井久氏に財務会計に係る情勢整備状況の点検及び適切な会計処理が行われているかどうか確認、指導を頂きます。
- ⑤ 法人全体の財務状況並びに運営状況を明らかにし、法人の今後の中長期計画を作成して行きます。
- ⑥ 社会福祉充実残高を算出し、内部留保の明確化をします。
- ⑦ 一般課税に向けてわかりやすい消費税管理をして行きます。
- ⑧ 経理処理の効率化を図ります。

III. 地域福祉との連携

施設処遇の福祉ではなく、地域福祉を根ざした活動をおこないます。

当法人施設は、経済・福祉団体等、様々な関係機関とも連携をとり、地域住民も参画し(ボランティアの協力)、共に共有、共存できる施設を目指しています。

1) 具体的に次の事項を実践いたします。

- ① 大田市障がい者自立支援協議会に参画して、地域福祉の発展のために活動します。
- ② 大田市社会福祉協議会と連携し諸施策の実行をおこないます。
- ③ 地域行事への参加(天領踊り等)
- ④ 施設行事へ地域住民の協力・参加(亀の子祭)
- ⑤ ボランティアの受け入れと交流
- ⑥ 市内中学校の体験実習の受け入れ
- ⑦ 機関紙「亀の子」の発行
- ⑧ 福祉体験学習の場の提供(大学生・専門学校より実習生の受け入れ)
- ⑨ 精神保健福祉士・社会福祉士養成のための実習生受け入れ

2) 実習生受け入れについて

- ① 実習生も職員と同様に利用者のプライバシーを守るために実習中に見聞きしたことに対しての守秘義務が発生します。そのことは、オリエンテーションにて周知します。
- ② 利用者の個人情報については、実習上最低限必要な部分を除いては、情報開示しません。

IV. 福祉避難拠点

平成26年度より福祉避難施設として、亀の子工房防災センターが大田市より福祉避難所の指定を受けていますので、災害時には対象者や住民の受け入れを行います。また、行政より依頼を受けた場合は、他地域からの災害避難の障がい者等の受け入れをおこない、避難者ができるだけ安心して避難生活ができるように対応を行っていきます。また、そのためにも、地域との協力関係の強化の取り組みを行っていきます。

V. 職員(人材)の育成

社会福祉の実践の要はそれを担う職員の力量にかかっています。そのため、援助技術の習得と多くの方との交流により自らの意識改革おこなうように、職員の育成に今年度も力を尽くしていきます。法人内研修はもとより、施設外研修(各種福祉機関等主催の研修)、自己啓発研修に職員が積極的に参加できるようにしていきます。

1) 意識改革に向けての取り組み

- ① サービス評価基準をつくり、担当する職員自身が適切な支援をしているかを自己評価します。
- ② 課題を提起し、協議しながら意識改革に努めます。

2) 職員の職務基準作成

- ① 各職員の職務基準を作成し、職務の質の向上を図ります。
- ② 職員人事評価表により、キャリアアップの仕組みの構築を行います。

VI. 各種規程の新規作成・改定

就業規則等、既に定められている規程については、法改正等に基づき法人内事業所の実態に合わせた改定・整理を行ないます。併せて、各規程間の整合性(合理性)についても確認を行い、齟齬の無いよう法人の規程体系を整備していきます。

VII. 法人運営会議

理事会は、法人内外の急激な変化に対応ができるようにするためにも、必要に応じて実施し、常に経営において最善の判断ができるようにして行きます。

VIII. 情報公開

法人の情報公開として、財務諸表、現況報告書、各施設の目的・内容・利用定員、施設の位置、苦情報告などをホームページ上で公開していきます。

(2)障がい者支援部門

I. 生活相談支援【亀の子サポートセンター(相談支援事業)】

1) 目的

障がい者(児)等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与、又は権利の擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者(児)等やその家族における生活を支援し、在宅の障がい者(児)の自立と社会参加の促進又は、療育の推進が図られるよう支援する事を目的としています。

2) 方針

大田市で生活する、全ての障がい者(児)を対象とし、この地域の中できっと生きていける自信に、さらに繋がるように支援していきます。

3) 支援方針

相談者一人ひとりの個性や能力に合わせて、一人ひとりのライフステージにそって、人それぞれの生活を支えていくよう努めます。

4) 開所日及び時間

開 所 日 : 月曜～金曜日

相談時間 : 8時30分 ～17時30分 (休日および左記時間以外は電話にて対応)

5) 事業内容

(i) 委託相談支援事業

【対象地域】 大田市

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして次に掲げる業務を実施します。

- ① 福祉サービスの利用援助に関する業務
- ② 社会資源を活用するための支援に関する業務
- ③ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- ④ 専門機関の紹介に関する業務

(ii) 特定相談支援事業(計画作成担当)

大田市在住か大田市内の障害福祉サービスを利用されている方と契約を行い、障害福祉サービス、医療などのフォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを使いながら、本人がより地域で生活がしやすいようにコーディネートをしていきます。

(iii) 障がい児相談支援事業

障がい児と家族の意向を受けとめ、かめっ子クラブや他の障がい児施設、学校や保育所と連携をとりながら、その子にとってより良い支援計画を作成します。

(iv) 大田圏域相談支援コーディネーター業務

相談支援アドバイザー、他の圏域相談支援コーディネーターとともに質の高い計画作成に向けた取り組みを促進する役割を担います。

6) 職員の研修など

- ・障がい者(児)の相談支援に関わる各種研修会に参加します。
- ・事業所内にて利用者の情報、留意事項に関わる伝達を目的とした会議を定期的に行います。
- ・月1回、大田市相談支援事業所連絡会に参加して事例検討会、勉強会など行います。

7) 2019年度 実施目標件数

・障がい者	計画	144件	モニタリング	378件
・障がい児	計画	39件	モニタリング	46件

Ⅱ.日常生活支援【のほほん(地域活動支援センター)】

1) 目的

障がい者に創作活動の機会を提供し、また、地域交流活動等を行うことにより、障がい者の自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

2) 方針

大田市で生活する障がい者を対象として、障がい者がごく当たり前に生きていく自信に繋がるように支援していきます。

3) 支援方針

- ① 利用者一人ひとりの個性や能力に合わせて、一人ひとりのライフステージにそって、人それぞれの生活を支えていくよう努めます。
- ② 心を閉ざしがちな障がい者に、各種の教室への参加をとおして、充実した生活を実感できるよう支援していきます。

4) 開所時間

月～日曜日 : 9時00分 ~ 16時00分

但し、第3土曜日及びその翌日曜日・祝日・12月31日～1月3日は、休館します。(祝日が月曜日の場合は、日曜日と振替をすることがあります。)

5) 内容

- ① 創作的活動、社会参加の機会の提供
 - ・お茶会 ・エコ活動 ・カラオケ ・ミュージックケア ・エアロビクス
 - ・料理教室 ・スポーツレクリエーション ・ミーティング ・SST 等
- ② 憩いの場の提供
 - 当事者の情報交換・交流の場、作業の休憩場所として提供する。
 - 当事者の生活リズムの維持、日中の居場所としての機能も持つ。
- ③ 大田地域家族会「親和会」への支援・協力をします。
- ④ 当事者会「三瓶友の会」への支援・協力をします。
- ⑤ 西部公民館での地域交流活動に参加します。
- ⑥ あすなろ教室との交流会をします。

6) 行事計画

別紙のとおり

7) 高次脳機能障がい者支援事業

【対象地域】 大田圏域(大田市・美郷町・川本町・邑南町)

島根県大田圏域支援拠点業務として、下記のことを行います。

- ① 当事者とその家族の相談支援を実施
- ② 圏域内の相談支援事業所へのコーディネーター業務を行います。
- ③ 「高次脳家族の集い」を年4回(6月・9月・12月・3月)実施します。
- ④ 大田圏域支援ネットワーク会議を年3回(5月・9月・1月)実施します。
- ⑤ 大田圏域内の方を対象とした圏域研修会を年2回開催いたします。

Ⅲ. 生活介護支援【ふぁみりーわーく(生活介護)】

1) 目的

地域で生活する障がい者が、その有する能力を維持または向上させて、自立して日常生活又は社会生活を営むことができるための支援を行います。

2) 方針

- ① 障がいを受容し、日常生活能力の維持向上に向けての支援を行います。
- ② 地域の方との交流を通じて、積極的な社会参加を促していきます。

3) 支援方針

- ① 自立に向けて、SST等を活用して個々の生活技術の向上に努めます。
- ② 高齢の利用者へは傾聴に努め、体力維持や認知症予防の支援をします。
- ③ 軽作業等を通して、コミュニケーション力を養い、達成感を持ち社会の一員としての役割が持てるように支援をします。
- ④ レクリエーション活動を通じて、楽しみや充実感を持てるように支援をします。
- ⑤ 地域で生き生きと暮らせるよう、地域の行事や活動に参加し社会貢献に繋がります。
- ⑥ 個々のニーズに沿った個別支援計画を立案し、夢を語れるよう支援します。

4) 開所時間

月～金曜日：9時00分～16時00分

第3土曜日：9時00分～12時00分

但し、祝日（4月30日から5月2日を除く）及び12月31日～1月3日を除く。

5) 利用定員

生活介護事業 20名

6) 事業内容

- ① 身体機能の低下を予防するための、健康体操や体力作りを行う。
- ② 認知症予防のために、脳トレーニングの機会を設ける。
- ③ 毎日のバイタルチェックや、医師・看護師等による健康相談を通して、自分の体調を知る。
- ④ レクリエーション活動を行い、楽しみや充実感を持ち、心をおどらせる機会の提供をする。
- ⑤ 軽作業を通して、コミュニケーション力を養い、チームワークの大切さや達成感を味わう。
- ⑥ 農作業を通して自然にいそしみ、花や野菜の実る楽しみを持つ。
- ⑦ バランスの良い昼食の提供と、通所支援のための送迎を行う。
- ⑧ 必要に応じて個別対応として、パソコンの使い方、漢字練習、出納簿の記入の練習を行う。
- ⑨ 適切な買い物ができるように、買い物支援を行う。
- ⑩ 清潔保持のため、月2回の入浴支援を行う。
- ⑪ SSTを通して、日常生活の訓練を行う。
- ⑫ 地域の行事・活動に参加し、社会貢献に繋げる。
- ⑬ 地域の道路(特に大田市駅周辺)のクリーン活動を行い、社会貢献に努める。

IV. 作業訓練等支援【亀の子工房(就労継続支援B型)】

1) 目的

地域で生活する障がい者が、その有する能力及び適性に応じ、自立して日常生活又は社会生活を営むことができ、尚且つ社会経済活動への参加を促進するための支援を行います。

2) 方針

- ① 障がいを受容し、能力・ニーズに応じた作業内容を選定し、自立に向けての支援を行います。
- ② 地域の各種行事等を通じて積極的に社会参加を促していきます。

3) 支援方針

- ① 自立に向けて、個々の能力に応じて、地域で働けるよう作業意欲を養い、能力の開発並びに意識の向上に努め、自立を促します。
- ② 障がい重い人や、高齢の利用者は精神面や体力維持を主体に支援します。
- ③ 一人一人に合った個別支援計画を立案し、それに従った支援を行います。
- ④ 本人だけでなく家庭との繋がりを重視して、家族と連携して支援体制を整えます。

4) 開所日及び時間

月～金曜日 9時00分 ～ 16時00分

第3土曜日 9時00分 ～ 12時00分

但し、祝日(4月30日から5月2日を除く)及び12月31日～1月3日を除く。

5) 利用定員

就労継続支援(B型)事業 20名

6) 事業内容

- ① 仕事の大切さについて学ぶために、下記の生産活動を行います。
- ② 工賃アップのための新商品開発を引き続き行います。
- ③ 毎月1回、生活や就労を考えるための学習会を開催いたします。
- ④ 見聞を深め生活マナーを確かなものにするために、研修旅行を実施します。
- ⑤ メンバー・職員の親睦を深め、日本の季節と文化を感じる事を目的としたレクリエーションを実施します。
- ⑥ 就職を希望される方は個々に就労支援を行います。
 - ・大田市障がい者自立支援協議会就労支援部会の実習に参加します。
 - ・ジョブ亀の子と連携して支援を行います。
- ⑦ 各部門で次のことを念頭に入れながら作業訓練及び販売促進を行います。

工房名	内 容
豆腐工房	1) 特長 <ol style="list-style-type: none"> ① 地元産(主に大田市産)の大豆を使い、大田市の健康と地産地消への貢献を図ります。 ② 豆腐の製造販売を通して、やりがいと地域の中で「生きていく自信」を強めるように支援します。 ③ 販売は、市内小売店・学校給食・施設給食・大田商店街・地元事業所等へ訪問して販売方法・接客対応を学びます。 ④ 豆腐販売を通して、顧客へ障がい者福祉の理解の啓発に努めます。 2) 重点目標 <ol style="list-style-type: none"> ① 良い製品を作るには衛生環境が大切と認識し、整理整頓や掃除を徹底して行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ② 販売を通して、地元の人との関わりを深めると共に、顧客へのサービス向上を目指します。 ③ 全員が製造・販売・納品のどの作業もこなせるように目指します。 ④ 売上げ目標 6,800,000 円
給食工房	<p>1) 特長</p> <ul style="list-style-type: none"> ① メンバーと共に食事作りを通して、働く意味・喜びを味わい、食事の楽しさ、生きる楽しみを発見する場とするよう心がけます。 ② 献立は、地元の食材や豆腐工房の豆腐製品やおからをふんだんに使って、季節感のある、バランスの良い食事になる様心がけます。 ③ 献立はメンバーの趣向を反映させます。 ④ 食事を通じて食生活の大切さを学んでもらい、メンバーの健康への意識が高まるよう心がけます。 <p>2) 重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 良い製品を作るには衛生環境が大切と認識し、整理整頓や掃除を徹底して行います。 ② 惣菜・お菓子、カット野菜等の商品開発・製造・販売に励み、工賃アップにつながるよう努力します。 ③ 大田市学校給食センターと連携して、地産地消の取り組みを進めて行きます。 ④ メンバーに嗜好調査を年2回行い、よりよい食事や個別に対応したメニューが提供できるよう心がけます。 ⑤ 作業でのミスが減らし正確に仕事が行えるよう、確認や報告・連絡・相談を徹底します。 ⑥ 売上げ目標 9,000,000 円

7) 行事計画

別紙の通り

V. 福祉的就労支援【遊亀館(就労継続支援 A 型・就労移行支援)】

1) 目的

地域で生活する障がい者が生き生きとした日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者の雇用の場を提供し、また一般就労を希望する障がい者に職業訓練及び職場体験等を通じ就労支援を行いながら社会経済活動への参加と地域社会への貢献を目的とする。

2) 基本方針

障がい者が雇用や職業訓練及び職場実習の機会を通じ、就労することの喜びや厳しさを得るように支援を行い、社会人としての必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

3) 就業日及び時間

月～金曜日 8時30分～17時30分

但し、就労実習・諸会議・研修・施設外就労等の場合は、上記を変更することがある。

4) 定員

20名（就労継続支援A型14名、就労移行支援6名）

5) 事業内容

(i) 就労継続支援A型事業

- ① 施設内での雇用を行う。(配食サービス)
- ② 施設外就労(委託)での雇用を行う。(たから保育園・放課後デイサービス・農業他)
- ③ 個別支援計画に基づいた就労の提供及び支援
- ④ 利用者の日常生活・健康管理・継続した就労を支援する。
- ⑤ 就労能力向上のための研修会への参加
- ⑥ 株式会社「魚の屋」の委託
- ⑦ 一般就労に向けての職場実習・就労支援の実施
- ⑧ 各関係機関との連携
- ⑨ 地域の行事への参加等を通じ地域社会への貢献を行う。
- ⑩ 毎月第3土曜日の午前中に研修会の実施

部門別

部門名	内 容
配食サービス	<p>1) 方針 食を通じ喜びと感謝を共有し、配食サービスのさらなる充実を目指します。衛生面に気を付け、安心安全でより質の高い食事を提供します。</p> <p>2) 内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般、高齢者に対応した配食サービス ② 事業所や地域活動グループへのお弁当サービス ③ 地産地消を意識した季節感溢れる献立の作成 ④ 介護保険事業者との連携 ⑤ 従業員への一般就労支援 </p> <p>3) 計画 <ol style="list-style-type: none"> ① 出雲養護学校高等部への給食の継続 ② 献立の充実及び新メニューの開発 ③ 各種研修会への積極的な参加 </p>

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 新規販売先の確保と売上向上 ⑤ 新しい配食案内チラシを作成し、介護保険事業所や公民館・病院等へ PR し顧客を増やす ⑥ 弁当、惣菜の販売 ⑦ ケアマネージャー向け試食会の実施 ⑧ 大代ゆずっこくらの委託 ⑨ 価格の見直し ⑩ 売上げ目標 18,000,000 円
施設外就労	<p>1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の児童及び障がい福祉施設内等において就労を行います ② 農業（ぶどう園）や委託清掃及び新規施設外就労先での就労を行います ③ 一般就労への移行を推進するために、施設外において仕事をすることで自信と意欲を高めることを目標とします <p>2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育園での掃除 ② 障がい福祉施設での見守り等の補助業務 ③ 農業（ぶどう園）にて農作業 <p>3) 計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週 2 回程度、遊亀館にて就労状況の確認を行います ・施設内研修等を実施しスキルアップを目指します

(ii) 就労移行支援事業

- ① 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着への支援を行います。
- ② 就職に必要な知識・技能を身につけ、安心と希望が持てる支援を行います。
- ③ 個別支援計画を作成し、その人に合った目標を立て計画に基づいた支援を行います。
- ④ 利用者とその家族の「意向・希望」や「生活状況・障がいの状況」などに配慮しながら、自立の援助を行います。
- ⑤ 利用者や保護者との面談を通して利用者の特性を把握した就労アセスメントを実施します。

(iii) 遊亀館利用者支援

精神的・肉体的負担を出来るだけ少なくするため、個々の利用者の状況に応じた勤務体制と就労支援を実施します。また一般就労も積極的に推進し職場実習の実施も行います。一般就労は、障がい者就業・生活支援センターとの連携。生活支援については、相談支援事業所等との連携を行います。

(iv) 遊亀館利用者の健康管理

自分の体の状態を知ること、体調の自己管理ができるよう支援します。心身ともに調子を整え、継続して働くことができる体力作りを支援します。

【計画】

- ・年 1 回、各自で健康診断を受けるよう促す。
- ・健康増進のための研修会及び健康講座（勉強会）を行う。

VI. 一般就労支援【ジョブ亀の子(障がい者就業・生活支援センター)】

1) 目的

就職や職場適応などの就業面の支援及び生活習慣の形成や日常生活の管理などの就業の継続に伴う生活支援が必要な障がい者に対して、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関と連携を図りながら、身近な地域において必要な指導、助言その他支援を行うことにより、職業生活における自立を図ることを目的とします。

2) 対象者

この事業による支援の対象者は、就業生活に関する支援を受けることにより、職業生活における自立を図ることが見込まれ、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を必要とする身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその他の障がい者としてします。

3) 事業の内容

- ① 障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行います。
- ② 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行います。
- ③ 障がい者に対して障害者職業センターにより行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについて斡旋します。
- ④ 障がい者の雇用の場、職場実習の場を広げる活動をします。
- ⑤ 障がい者の就職後の職場定着支援を実施します。
- ⑥ 県、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関との連絡会議(6月・2月)を開催し、これらの関係機関との連携を図ります。
- ⑦ 職場定着のための在職者の交流会「パキラ」を年4回(7月・9月・10月・2月)実施します。
- ⑧ 大田市障がい者自立支援協議会就労支援部会の取り組みに協力します。
- ⑨ 邑南町自立支援協議会就労支援部会の取り組みに協力します。
- ⑩ 美郷町・川本町自立支援協議会就労支援部会の取り組みに協力します。
- ⑪ 島根県障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)を受託し実施します。
- ⑫ 島根県より障がい者雇用促進支援員配置事業を受託し、事業所開拓をします。
- ⑬ 島根県より障がい者チャレンジ事業を受託し、職場実習の拡大をします。
- ⑭ 島根県より障がい者就労支援ネットワーク強化・充実事業を受託し実施します。
- ⑮ 島根県障がい者の仕事と生活の両立支援事業を受託し実施します。
- ⑯ 島根県立邇摩高校における特別支援教育が必要な生徒に対する就業支援の指導及び助言を行います。

4) 開所日及び時間

開所日 : 月曜日～金曜日

開所時間 : 8時30分～17時30分

5) 職員体制

所長兼主任就業支援員1名、就業支援員2名、生活支援員1名、雇用促進支援員1名。

6) 職員の研修等

- ・障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修(5月:千葉)
- ・障害者就業・生活支援センター中国・四国ブロック経験交流会(未定:香川)
- ・障害者就業・生活支援センター都道府県連絡会議(未定:松江)
- ・先進地視察研修「障がい者就労支援ネットワーク強化・充実事業」(未定)
- ・全国就業支援ネットワーク定例研究・研修会(6月:秋田)
- ・その他 県内就業支援に関する会議、研修会に参加

7) 事業の目標

- ① 支援対象者との信頼関係をしっかりと築くことと、対象者に必要な支援を必要なだけ行えるようにします。
- ② 就労支援部会等の取り組みを通して、職場実習の拡大、障がい者雇用の拡大に努めます。
- ③ 障がい者が就職後、自分らしい幸せな生活が送れるように、職場定着支援及び就業の継続に伴う生活支援に力を入れます。

【2019年度 目標数字】	相談件数	3,600件
	登録人数	210人
	就職件数	25件
	職場実習件数	60件(内チャレンジ実習30件)
	職場定着件数	400件

VII. 住まいの支援

【タートルホーム(介護サービス包括型共同生活援助)】

1) 目的

障がい者に生活の場を提供し、必要な指導等を行い社会復帰と自立の促進を図ることを目的とします。

2) 基本方針

- ① 個別支援計画書に従い、利用者の自己自立の促進を促します。
- ② 将来は一般アパートに入居できるよう、生活支援をしていきます。

3) 共同住居定員

タートルホーム	10名
コーポ亀の子Ⅱ	5名
コーポ亀の子Ⅲ	4名

4) 支援内容

- ① 朝食をとるのは、1日の生活で重要なので、食事の提供と自分たちで食事作り(当番制にて)が出来るよう訓練を実施します。(タートルホーム)
- ② 居室の掃除など身の周りの事が苦手なメンバーが多いので、掃除や洗濯を一緒に行い、一人でも行えるよう支援します。
- ③ 第4土曜日は料理教室を行います。また日曜日には、利用者と一緒に昼食作りを行います。
- ④ 生活全般について相談・援助を行います。
- ⑤ 生活支援員が入浴支援など身体的支援を行います。
- ⑥ 個別支援計画書に基づいた支援を実施します。
- ⑦ 一人生活が可能と思われる方には、一般アパートへ移行するように積極的に働きかけます。
- ⑧ 医療や各施設と連携をとり、安心して生活できる場を提供します。

VIII. 行事

年間計画に基づき各種のレクリエーションを実施します。計画・実施・反省はメンバーと共に行います。

- 1) 地域活動支援センター(のほほん)の年間行事
別紙参照(地域活動支援センターのほほん 行事計画)
- 2) ふぁみりーわーく・亀の子工房の主な年間行事
別紙参照(ふぁみりーわーく・亀の子工房 行事計画)
- 3) 遊亀館年間行事

行事名	実施月	内 容
納涼会	7月	焼肉で、みんな一緒に夏の夜を楽しむ。法人と三瓶友の会の合同行事
親睦会	7月	
天領踊り	8月	大田市民の祭に積極的に参加する
亀の子祭	10月	地域の人たちを招いての感謝祭
親睦会	12月	

IX. 給食

- 1) 食生活に潤いを持たせ、楽しい家庭的雰囲気の中で温かく、豊かな人間関係をつくり上げます。
また、ゆったりとした雰囲気、気分で食事を提供できるようにします。
食事時間 11時45分～13時00分

- 2) 生活習慣病予防の食事を取り入れながら、食べることの大切さについてアドバイスをを行います。

***留意事項**

- 献立は、栄養基準量を満たすものであり、嗜好調査による嗜好傾向を考慮しながら季節感、色彩、種類等豊かなものとし、併せてメンバーの健康状態の変化にも適切に対応します。
- 食器は、陶器及び磁器を使い、食事に温かさを与えます。
- 検食を行い、献立内容や味の記録を行います。
- 保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50グラム程度ずつ検食容器に入れて、-20度以下の冷凍庫で2週間保存します。
- 食材の納入時には、検収を行い、良質で契約どおりの品物が納入されているか確かめます。
- 牛乳・肉類・魚介類等の生鮮食品は、納入(検収)時に温度測定し、衛生管理点検票に記録します。
- 業者と契約する場合は、規格について十分検討し、安全で且つ良鮮度・適正価格であることを確認します。
- 食品庫、調理場の室内温度を1日3回(9時00分、11時30分、16時00分)測定し、衛生管理点検票に記録します。
- 冷蔵庫・冷凍庫の温度を1日1回(11時30分)測定し、衛生管理点検票に記録します。
- 毎月1回は、腸内細菌検査(O-157含む)を行ない、記録を保管します。

(3) 児童支援部門

I. 保育支援【たから保育園(認可保育所)】

1) 保育園運営の基本方針及び理念

この法人は、児童憲章(・児童は人として尊ばれる。・児童は社会の一員として重んじられる。・児童は良い環境の中で育てられる。)、児童福祉法(・すべての国民は、児童心身ともに健やかに生まれ且つ、育成されるよう努めなければならない。)、児童福祉施設最低基準(・児童福祉施設に入所しているものが、明るくて衛生的な環境において、素養があり且つ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適用するよう育成されることを保障するものとする。)、保育所保育指針、社会福祉法等の立法方針に基づき、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することが出来るように援助することを基本方針とします。

保護者の就労形態の多様化、共働きの増加により、保育所の役割が大きくなっていることを踏まえ、通常保育事業、特別保育事業、子育て相談事業に積極的に取り組み、地域住民の多面的な要望に応えることが保育所運営の基本方針であります。

2) 保育目標

明るく、楽しく、心豊かな、じょうぶな子ども

3) 保育内容

① 保育方針

- ・子どもとの信頼関係を大切にし、一人ひとりが安心して自分を出し生活できるような保育を行います。
- ・縦割りの中で子ども達同士のつながりや思いやりの気持ちが持てるようにします。
- ・家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごせるようにします。
- ・地域の中での保育を大切にし、さまざまな人との交流の場を広げます。

② 保育時間

- ・通常保育及び障がい児保育

月曜日～金曜日	7時30分～18時30分
土曜日(午後は希望保育)	7時30分～18時30分
- ・延長保育 月曜日～土曜日(有料) 19時30分まで
- ・一時保育 月曜日～金曜日(有料) 8時30分～16時30分
- ・病児保育事業【体調不良児対応型】

月曜日～金曜日(有料)	8時30分～17時30分
-------------	--------------

③ 嘱託医

嘱託医：やまうち内科 嘱託歯科医：中村歯科クリニック

④ 通常保育事業（定員50名）

保育所保育指針を基本とし、児童の個人差を考慮するとともに家庭や地域との連携を密にして、子ども一人ひとりの発達を踏まえた保育計画を実施します。

- ・身体測定…毎月1回
- ・内科検診…年2回
- ・歯科検診…年1回
- ・防災、消火避難訓練…毎月1回(消防署の指導1回・通報訓練1回含む)
- ・交通安全指導、不審者対応訓練…年2回(警察署の指導)

⑤障がい児保育事業

保育に欠ける心身に障がいを有する児童に、必要な保育事業を行うことにより、障がい児の健やかな発達を促進し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とします。

⑥延長保育事業

地域、職場の労働条件に適用した保育を実施するため、18時30分～19時30分までの延長保育を実施し子育てと仕事の両立を図る。

⑦一時保育事業

パート勤務で特定の曜日だけ勤務できない時、冠婚葬祭や病気、出産などで緊急に子どもを預けたい家庭を対象に就学前の児童を保育する。

⑧病児保育事業【体調不良児対応型】

保育所に通園中の園児が保育中に発熱等により体調不良となった場合に保護者が勤務の都合その他やむを得ない事由により迎えに来るまでの間、医務室等を利用し病児保育事業を行う。

⑨地域活動事業

地域の対応として、自治会及当施設(障がい児放課後等デイサービス)との交流に取り組む。

⑩子育て講座事業

保護者向け子育て講習会を実施します。

⑪その他

- ・年間を通して平日を保育園開放日として、地域の子育て家庭に対して遊びの場を提供します。
- ・保育士のスキルアップのため全国レベルの研修に参加し、資質向上を目指します。
- ・障がい児保育の学びとして、北原侑先生(鳥取県立総合療育センター・シニアディレクター)をお迎えして障がい児支援勉強会を実施する。

4) 実習生及び職場体験受け入れについて

実習生等も職員と同様に利用者のプライバシーを守るために実習中に見聞きしたことに対する守秘義務が発生します。そのことは、オリエンテーションにて周知します。児童の個人情報については、実習上最低限必要な部分を除いては、情報開示しません。

II. 障がい児通所支援

【かめっ子クラブ(児童発達支援・放課後等デイサービス)】

【かめっ子クラブⅡ(放課後等デイサービス)】

1) 目的

未就学期や学齢期にある心身障がい児に対し、療育及び遊びや文化活動を通しての集団活動や社会適応訓練、基礎的な育成指導等を行うことを目的とします。

2) 運営方針

1. 『居場所』と『自立』の場

子どもの興味や関心を基に様々な活動に取り組み、子どもの「個性」や「できること」を大切に、安心・安全に過ごせる居場所、目の前の小さな自立を積み重ね、支え、将来的な暮らしや働くことへの自立へとつながるよう訓練等を行います。

2. 保護者と共に学び合い、成長し合える場

支援者と保護者は互いに協力し合い、情報を共有することで、共に学び合いながら連携し、より良い事業所を目指します。

3. 地域との関わりや交流の場

社会の一員として地域の人々と交流し、子どもと共に社会参加することで、誰もが助け合い、支え合い、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり、居場所づくりを目指します。

3) 運営指針

子どもたちは、いつかは大人になり、『自立』することが大切です。そのためには、たくさんの力をつけ、何よりもこの先のあらゆる可能性を秘めた成長を願い、職員一同、子どもたちの気持ちを汲み取りながら、粘り強い支援を行います。障がいのある子どもの支援は簡単にいくものではありません。子どもの気持ちを汲み取ることが出来ないと支援はそこで終わってしまいます。家庭・学校・地域・福祉施設等が協力して支援を行うことにより、その子の将来が開けてきますので、関係者が協同していく姿勢も大切にしていきます。方針

- ① 未就学の障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。
- ② 学齢期の障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。

4) 児童発達支援事業内容(かめっ子クラブ)

- (i) 開所日 月～金曜日
但し、祝祭日(4月30日～5月2日を除く)及び12月31日～1月3日を除く
- (ii) 開所時間 9時00分～13時30分
- (iii) 利用定員 10名(放課後等デイサービス事業と併せた定員となる)

5) 放課後等デイサービス事業内容

- (i) 開所日 月～土曜日
但し、祝祭日(4月30日～5月2日を除く)及び12月31日～1月3日を除く
- (ii) 開所時間
平 日 14時00分～18時00分
学校休業日 8時30分～16時30分(但し、18時までの延長支援可)
(土曜日・夏休み等)

(iii) 対象地域・送迎エリア

大田市全域

- (iv) 利用定員 かめっ子クラブ 10名(児童発達支援事業と併せた定員となる)
かめっ子クラブⅡ 15名

(v) 行事予定

月	合同行事内容
4月	花見
5月	端午の節句・消防署見学
6月	親子遠足・虫歯予防デイ
7月	マジックショー・七夕・救命救急法学習・プール遊び
8月	海水浴・プール遊び・卒業生の会
9月	避難訓練
10月	亀の子祭・運動会・ハロウィン
11月	作品展
12月	クリスマス会・卒業生の会
1月	書き初め・初詣
2月	節分祭・雪遊び
3月	ひな祭り・避難訓練・お楽しみ会
毎月	ミュージックケア・読み聞かせ(ダンボの会)・誕生月会
不定期	市内の学童クラブや高等学校との交流会・買い物訓練

6) 研修

①障がい児支援勉強会

北原侑先生(鳥取県立総合療育センター・シニアディレクター)をお迎えして障がい児支援勉強会を年3回実施する。(家族様のご了解を得られた場合は、市内の小学校・保育所の先生の参加を受け入れた勉強会とする。)

②事例検討会

●実際の事例を通して、対処法などの困りごとに対してヒヤリハット事例や個別ケースを用いて、学びの場を作り職員の支援の自信につなげていきます。(毎月第3水曜日)

●職員間のコミュニケーションについても管理者及び児童発達管理責任者が中心となつて、支援において不安なことがないかを会議の場や個別の機会を作り話し合っていきます。

③地域の学童クラブとの連絡会

学童クラブの職員と情報共有等の連絡会を行う。

④島根県作業療法士会との連携

⑤普通救命救急講習

大田市消防本部様に協力していただき、緊急時に応急処置などが速やかに出来るよう対応の仕方を学ぶ。

(4)メンバーの家族との連携

適切な支援と健全な育成を図るためには、障がい者が住み慣れた地域での生活や社会的自立を促進するために、家族の理解と協力は必須で欠くことのできないことであり、互いの連携を密にし、信頼関係を保持しなければなりません。このため、各種行事の参加要請、研修会の開催等を行い理解と協力を求めます。また、機関紙等によって連携に努めます。

大田地域家族会「親和会」の事務局の補助を地域活動支援センターのほほんが担当し、家族と共に地域へ障がい者福祉の理解を求めます。

(5)苦情解決

施設内に苦情解決の窓口を設け、苦情解決実施要領に従い誠意をもって対応します。

- ① 苦情解決体制の整備を家族やメンバーに周知します。
- ② 苦情はなかなか聞こえてこないお客様からの貴重な声です。
- ③ 苦情を日々の業務の改善や新しいサービスの創出に役立てます。
- ④ 苦情対策の原則：
 - 1) かくさず
 - 2) 嘘をつかず
 - 3) 誠実、敏速に対処します。
- ⑤ 苦情受付担当者は、各施設の担当職員とします。
- ⑥ 苦情解決責任者は、総括施設長 森山登美子 とします。
- ⑦ 第三者委員は、松村侃志氏と橋田正義氏の2名です。
- ⑧ 苦情内容の公表は、プライバシーに配慮を行い、事業報告書及び、亀の子ホームページにて公表します。

(6)職員

施設の主体者はメンバーです。常にメンバーの人権を尊重し豊かな感性を持ち、相手の立場に立った、よき理解者として心がけます。組織の一員として、また専門職としての自覚の下に、信頼を得るよう努めます。

かつ、職務分掌に基づき速やかに職務を遂行するよう務めます。

一方、施設の効率的運営に留意、協力すると共に常に問題意識をもち、研究心を忘れないようにします。更に、地域社会にあっては、施設の役割を認識し積極的に交流いたします。

I. 職員の役割

1)基本理念

- ① 基本的人権の尊重
- ② 職務及び利用者に関する守秘義務を果たします。

II. 保健衛生

1) 職員は健康管理には十分留意し、年1回検診等を行います。

- ① 内科検診・X線間接・体重・血圧測定・検尿・視力検査・聴力検査
- ② 35歳以上の職員については、次の検査を行います。
血液検査 ・ 心電図 ・ 胃検査 ・ メタボリック検査
- ③ 食品製造に関わる職員：月1回検便

2) 衛生推進者を選任(事業場ごとに)して、安全で健康的な職場環境を守ります。

III. 勤務

「就業規則」及び「労働基準法」を基本とします。

2019年度 年間出勤日 242日 ・ 休日 124日

(7)非常災害対策

「亀の子消防計画」、「自衛消防組織」及び「緊急連絡網」の周知、徹底を全職員に図ります。また、災害の防止及び備えについて知識の普及と平常の訓練の充実を図ります。

I. 予防と知識の普及

各室に火気取り締まり責任者をおき、点検を行うとともに、年2回の自主点検及び職員とメンバーに消火器取り扱い訓練を行います。

利用者(メンバー)及び職員の喫煙については、場所を指定します。

II. 避難訓練

1) 火災

①内 容 : 総合訓練を行い、迅速な避難誘導の習慣化を図ります。

②開 催 : 9月、3月 の年2回(但し、たから保育園は毎月実施)

2) 水害

①内 容 : 洪水対策訓練を行い、迅速な避難誘導の習慣化を図ります。

②開 催 : 5月 の年1回(但し、たから保育園は年2回実施)

III. 事故防止

メンバーの安全を第一に考え、施設内において事故が起きそうな場所は、速やかに改善を行います。

地域活動支援センターのほほん 行事計画

月	区分（行事内容）	実施計画回数	1回当たり 平均時間数
毎月	休日(土・日)サービス	7～8回	7時間
	お茶会（茶道教室）	4回	2時間
	憩いの場の提供（のほほん喫茶）	毎日	7時間
	スポレク	2回	1時間
	料理教室	1回	3時間
	のほほんシアター	1回	2時間
	創作活動	1回	1時間
	My カレンダー作り	1回	1時間
	ゲーム	2回	1時間
	脳トレ	2回	1時間
	カラオケ	2回	1時間
	買い物支援	1回	1時間
	エアロビクス教室(第1月曜日)	1回	1時間
	エコ活動	1回	1時間
	らくらく体操	1回	1時間
	SST	1回	1時間
	川柳を詠もう	1回	1時間
	むかし遊び	1回	1時間
	ミュージックケア	2回	1時間
4月	お花見	1回	5時間
6月	ボウリング大会(他施設と合同)	1回	4時間
8月	納涼祭(法人全体行事)	1回	3時間
9月	消防訓練	1回	1時間
9月	島根県障がい者スポーツ大会	1回	1日間
10月	亀の子祭	1回	1日間
11月	研修旅行	1回	1日間
12月	大田市障がい者週間啓発事業	1回	5時間
	忘年会	1回	5時間
H32年	餅つき	1回	2時間
1月	初詣	1回	2時間
	五十猛町のグロに参加	1回	2時間
2月	節分会	1回	2時間
3月	消防訓練	1回	1時間
	ひな祭り	1回	1時間
秋頃	あすなろ教室との合同レク	1回	6時間

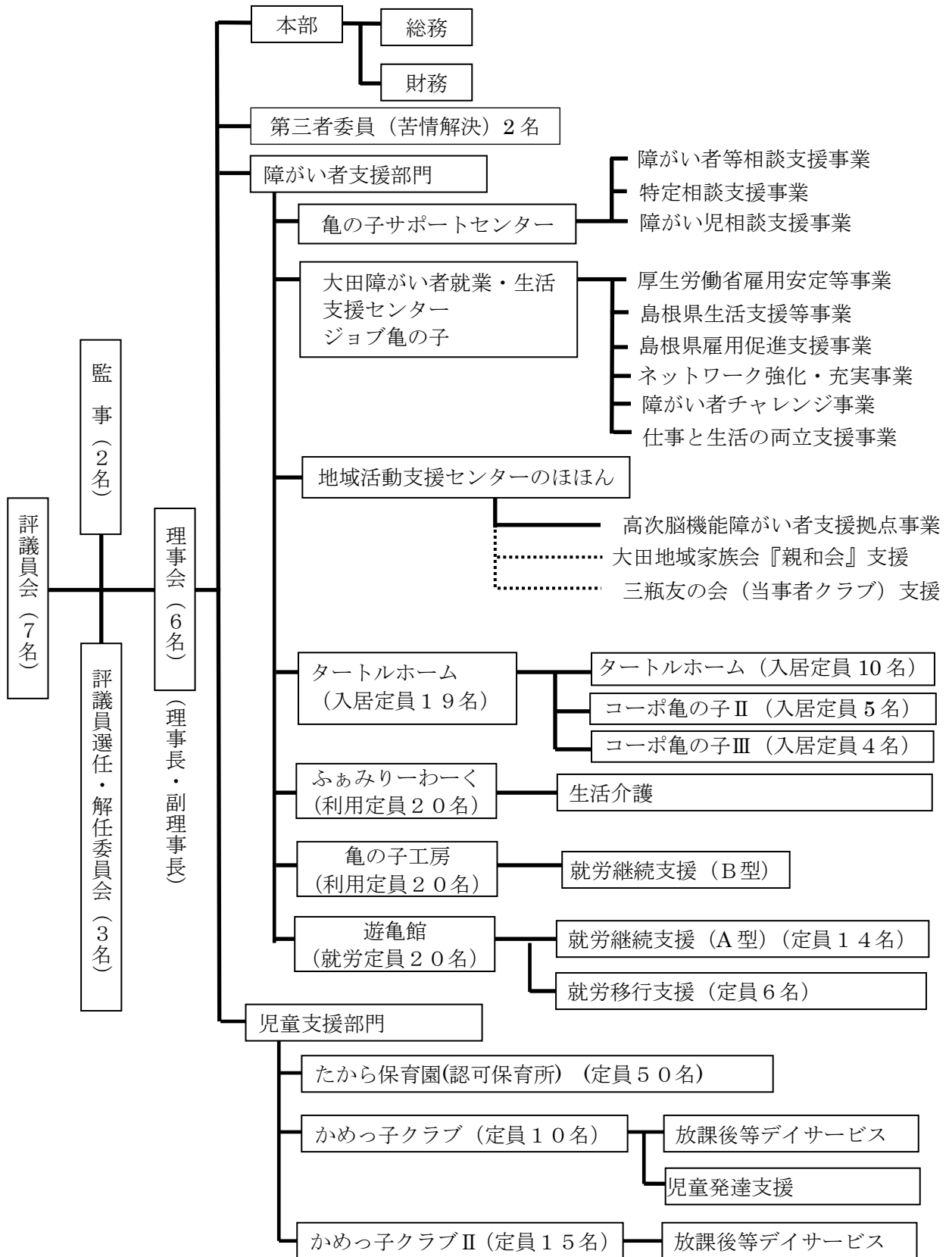
ふぁみりーわーく ・ 亀の子工房 行事計画表

実施月	ふぁみりーわーく	亀の子工房
毎月第3土曜日	勉強会又はレクリエーション	
4月	花見&グランドゴルフ大会	
5月		水害避難訓練
6月	ボウリング大会	
7月	天領踊り参加	
8月	納涼会	
9月	大田市障がい者スポーツ大会	
	消防訓練	
10月	亀の子祭	
11月	研修旅行	
12月	「障がい者の日」啓発事業	
	忘年会	
1月	餅つき大会	
	五十猛町グロ参加 物部神社初詣	
3月	消防訓練	
	彼岸市に参加	
未定	第11回支援事業所利用者交流会	

2019年度たから保育園 年間行事

スローガン	明るく、楽しく、心豊かな、じょうぶな子ども
月	行 事
4月	礼拝（毎月1日・15日）入園式 保護者会総会 新入児歓迎会 誕生会 避難訓練 身体測定 英語教室（木曜）花まつり 花見給食
5月	礼拝 交通安全教室(警察署員による) 野菜苗植え 英語教室 クッキング保育 誕生会 避難訓練 身体測定 親子バス遠足
6月	礼拝 お茶のけいこ 英語教室 園児歯科検診 誕生会 避難訓練 身体測定 クッキング保育
7月	礼拝 七夕夏祭り お茶のけいこ プール開き 誕生会 避難訓練 身体測定 英語教室
8月	礼拝 誕生会 避難訓練 1日保育参加 プール納め 身体測定 英語教室
9月	礼拝 英語教室 誕生会 消火避難訓練 祖父母参観日 身体測定 お茶のけいこ 野菜の苗植え 園児健康診断 園内運動会
10月	礼拝 英語教室 亀の子祭 クッキング保育 お茶のけいこ 誕生会 避難訓練 身体測定 1日保育参加
11月	礼拝 英語教室 1日保育参加 お茶のけいこ クッキング保育 誕生会 避難訓練 身体測定
12月	礼拝 英語教室 餅つき会 クリスマス会 クッキング保育 誕生会 避難訓練 身体測定
1月	礼拝 英語教室 クッキング保育 初釜（お茶のけいこ） 誕生会 避難訓練 身体測定
2月	礼拝 英語教室 節分(豆まき) お楽しみ会 お茶のけいこ 避難訓練 クッキング保育 誕生会 身体測定 学校給食試食会(年長児)
3月	礼拝 英語教室 ひな祭り会 お別れ遠足 お別れ会 お茶のけいこ 誕生会 クッキング保育 避難訓練 身体測定 親子茶会 園児健康診断 卒園式

社会福祉法人亀の子 組織図



注) 評議員の人数は、社会福祉法改正の経過措置により平成29年4月1日から平成32年6月までの間は4名とする。

2019年度 障がい者支援部門営業カレンダー

4月	日	月	火	水	木	金	土	22日	10月	日	月	火	水	木	金	土	23日
		1	2	3	4	5	6					1	2	3	4	5	
	7	8	9	10	11	12	13			6	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	20			13	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	27			20	21	22	23	24	25	26	
	28	29	30							27	28	29	30	31			
5月	日	月	火	水	木	金	土	22日	11月	日	月	火	水	木	金	土	21日
				1	2	3	4							1	2		
	5	6	7	8	9	10	11			3	4	5	6	7	8	9	
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16	
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23	
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29	30	
6月	日	月	火	水	木	金	土	21日	12月	日	月	火	水	木	金	土	23日
							1			1	2	3	4	5	6	7	
	2	3	4	5	6	7	8			8	9	10	11	12	13	14	
	9	10	11	12	13	14	15			15	16	17	18	19	20	21	
	16	17	18	19	20	21	22			22	23	24	25	26	27	28	
	23	24	25	26	27	28	29			29	30	31					
30																	
7月	日	月	火	水	木	金	土	23日	1月	日	月	火	水	木	金	土	20日
		1	2	3	4	5	6						1	2	3	4	
	7	8	9	10	11	12	13			5	6	7	8	9	10	11	
	14	15	16	17	18	19	20			12	13	14	15	16	17	18	
	21	22	23	24	25	26	27			19	20	21	22	23	24	25	
	28	29	30	31						26	27	28	29	30	31		
8月	日	月	火	水	木	金	土	22日	2月	日	月	火	水	木	金	土	19日
					1	2	3								1		
	4	5	6	7	8	9	10			2	3	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17			9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24			16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	30	31			23	24	25	26	27	28	29	
9月	日	月	火	水	木	金	土	20日	3月	日	月	火	水	木	金	土	22日
	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14			8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21			15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28			22	23	24	25	26	27	28	
	29	30								29	30	31					

営業日 258日 (上半期:130日 , 下半期:128日)

休日 108日

2019年度 児童支援部門営業カレンダー

4月	日	月	火	水	木	金	土	25日	10月	日	月	火	水	木	金	土	25日
		1	2	3	4	5	6					1	2	3	4	5	
	7	8	9	10	11	12	13			6	7	8	9	10	11	12	
	14	15	16	17	18	19	20			13	14	15	16	17	18	19	
	21	22	23	24	25	26	27			20	21	22	23	24	25	26	
	28	29	30							27	28	29	30	31			
5月	日	月	火	水	木	金	土	24日	11月	日	月	火	水	木	金	土	24日
				1	2	3	4								1	2	
	5	6	7	8	9	10	11			3	4	5	6	7	8	9	
	12	13	14	15	16	17	18			10	11	12	13	14	15	16	
	19	20	21	22	23	24	25			17	18	19	20	21	22	23	
	26	27	28	29	30	31				24	25	26	27	28	29	30	
6月	日	月	火	水	木	金	土	25日	12月	日	月	火	水	木	金	土	25日
							1			1	2	3	4	5	6	7	
	2	3	4	5	6	7	8			8	9	10	11	12	13	14	
	9	10	11	12	13	14	15			15	16	17	18	19	20	21	
	16	17	18	19	20	21	22			22	23	24	25	26	27	28	
	23	24	25	26	27	28	29			29	30	31					
30																	
7月	日	月	火	水	木	金	土	26日	1月	日	月	火	水	木	金	土	23日
		1	2	3	4	5	6						1	2	3	4	
	7	8	9	10	11	12	13			5	6	7	8	9	10	11	
	14	15	16	17	18	19	20			12	13	14	15	16	17	18	
	21	22	23	24	25	26	27			19	20	21	22	23	24	25	
	28	29	30	31						26	27	28	29	30	31		
8月	日	月	火	水	木	金	土	26日	2月	日	月	火	水	木	金	土	23日
					1	2	3									1	
	4	5	6	7	8	9	10			2	3	4	5	6	7	8	
	11	12	13	14	15	16	17			9	10	11	12	13	14	15	
	18	19	20	21	22	23	24			16	17	18	19	20	21	22	
	25	26	27	28	29	30	31			23	24	25	26	27	28	29	
9月	日	月	火	水	木	金	土	23日	3月	日	月	火	水	木	金	土	25日
	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	12	13	14			8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21			15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28			22	23	24	25	26	27	28	
	29	30								29	30	31					
営業日 294日（上半期:149日，下半期:145日） 休日 72日																	